

既存不適合機械等更新支援補助金交付要綱

(通則)

第1条 既存不適合機械等更新支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この交付要綱において、「中小企業事業者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が300人以下の事業者であって、次号から第4号までに掲げる業種以外の業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が100人以下の事業者であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が100人以下の事業者であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が50人以下の事業者であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 五 労災保険に特別加入している個人事業者（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号））
- 六 その他厚生労働大臣（以下「大臣」という。）の承認を得て補助事業者が適当と認める者

(交付の目的)

第3条 この補助金は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等に基づく構造規格の改正時に設けられた経過措置により最新の構造規格の適用が猶予さ

れた既存の機械等であって最新の構造規格に適合しないもの（以下「既存不適合機械等」という。）を所有する中小企業事業者等に対し、当該既存不適合機械等について、最新の構造規格に適合し、かつ、構造規格の基準を超える高水準の安全性を有する機械等に更新するための改修、買換等に要する経費の一部に対する補助金（以下「間接補助金」という。）を交付することにより、最新の構造規格に適合し、かつ、構造規格の基準を超える高水準の安全衛生を有する機械等の普及を促進し、もって労働災害の防止に資することを目的とする。

（交付の対象等）

第4条 大臣は、公益法人等（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第6号に定める法人）その他の非営利法人（補助金に対して法人税が課されることになる法人を除く。）が、「既存不適合機械等更新支援補助事業実施要領」（令和3年3月26日付け基発0326第11号）に基づき、間接補助金を受ける中小企業事業者等（以下「間接補助事業者」という。）に対して行う補助金を財源とする給付金を交付する事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。なお、経費に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 補助対象経費の区分等は別表のとおりとする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添付して大臣に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（変更申請）

第6条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、

補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに補助金変更交付申請書（様式第2号）を大臣に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の変更申請を行う場合において準用する。

（補助金の交付の決定）

第7条 大臣は、第5条第1項の規定により補助金の交付の申請を受けたとき又は前条第1項の規定による変更交付の申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第3号）又は補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

2 大臣は、前項による交付の決定を行うに当たっては、第5条第2項により補助金に係る消費税仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。

3 大臣は、第5条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（交付の条件）

第8条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

一 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結し、大臣に届け出なければならない。

二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

三 補助事業者は、間接補助事業者に間接補助金を交付するときは、次の条件を付さなければならない。

ア 間接補助事業者は、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、別に定める様式による取得財産等管理台帳を備え、間接補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、間接補助金の交付の

目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(補助金の概算払い)

第9条 大臣は、補助事業者から補助金の概算払請求書（様式第5号）により、概算払いの請求があった場合、審査のうえ国の支払計画承認額の範囲内で概算払いをすることができる。

(変更の承認等)

第10条 補助事業者は、次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ計画変更承認申請書（様式第6号）を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第6条に定める手続によるものとする。

一 別表に示す補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の変更を除く。

二 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更である場合を除く。

2 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく大臣に報告しなければならない。

3 第5条第2項の規定は、第1項の補助金変更交付申請の規定について準用する。

4 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（様式第7号）を大臣に申請して、その承認を受けなければならない。

5 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに大臣に対し、書面をもって報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、各四半期（第4四半期を除く。）終了後1箇月以内に、実施状況報告書（様式第8号）を大臣に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第 12 条 申請者は、補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から 15 日以内に大臣に書面をもって取り下げを申し出なければならない。

(補助事業の遂行の命令等)

第 13 条 大臣は、第 11 条の規定による報告書に基づき、補助事業が法令、本要綱、実施要領、交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 大臣は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者若しくは間接補助事業者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(実績報告)

第 14 条 補助事業者は、補助事業の実績について、次の各号に定める期日までに、実績報告書(様式第 9 号)を大臣に提出しなければならない。

一 当該補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合には、翌年度の 4 月 10 日

二 補助事業が完了し、又は第 10 条第 4 項の規定による承認を受けた場合には、その日から起算して 1 箇月以内又はその翌年度の 4 月 10 日までのいずれか早い日

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 15 条 大臣は、前条の規定による報告を受けた場合には、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第 10 条に基づく承認をした場合にはその承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第 10 号による通知書により補助事業者に通知する。

- 2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 4 (1) 大臣は、前項の規定により提出された報告書により、補助事業者に、当該報告に係る補助事業の企業化等の結果、収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対して交付した補助金全部又は一部に相当する金額を返還させる。
(2) (1) の規定により返還を命ずることができる金額の合計は、補助事業者に交付した補助金の額を上限とする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 16 条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、様式第 11 号により速やかに大臣に報告しなければならない。

- 2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 前条第 3 項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

第 17 条 大臣は、補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号の一に該当する場合には、第 7 条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助事業者が、適正化法、本要綱又は適正化法若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を

合わせて命ずるものとする。

- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第15条第3項の規定を準用する。

(間接補助金の交付規程の承認)

第18条 補助事業者は、補助事業の開始前に、補助事業を本要綱の規定に従い行うために、間接補助金の交付の手續等について交付規程を定め、大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(間接補助金の交付)

第19条 補助事業者は、間接補助金の交付を行うため、第9条に規定する概算払により補助金の交付を受けたときは、遅滞なく、間接補助金を間接補助事業者に交付しなければならない。

(補助金の経理)

第20条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え他の経理と区分して各補助事業の収入額及び支出額を記入し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の支出簿について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の収入簿とともに補助事業の完了後の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の管理)

第21条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第22条 取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第4号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は1件当たりの取得価格又は増加価格が50万円以上のものとする。

- 2 適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、大臣が定める期間は、補

助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間経過するまでとする。

- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間中において処分を制限された取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、処分し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄しようとするときは、あらかじめ、様式第12号による承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 大臣は、補助事業者が取得財産等を処分したこと等により、相当の収益が生ずると認められる場合には、その収益の全部又は一部を国に納付させることができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年3月26日から施行し、同日から適用する。
- 2 この要綱の中に定める各様式の提出部数は正1部、副2部とする。

別表

既存不適合機械等更新支援補助金

事業区分	区分	補助対象経費	備考
既存不適合機械等更新支援補助金	間接補助金	間接補助金（間接補助金の支払いのために金融機関に支払う手数料を含む。）	定額
	事務費（広報・相談業務及び補助金審査等業務に要する費用に限る。）	報酬、人件費、社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、使用料、賃料、会議費、役務費、委託料及び租税公課並びにその他必要な経費で大臣が承認した経費	定額